

第331回（第22期第4回）隠岐海区漁業調整委員会議事録

日時：令和4年5月26日（木） 13：30～16：30

於：隠岐郡隠岐の島町港町 隠岐合同庁舎別館3階会議室
西ノ島町別府 島前集合庁舎1階会議室

1 出席委員（敬称略）

牧野 一（1番）	大西 寿春（2番）	前田 芳樹（4番）
池田 速人（5番）	升谷 健（6番）	小谷 茂雄（7番）
林 千枝子（8番）	亀谷 潔（9番）	

2 欠席委員（敬称略）

吉田 篤司（3番）	長府 吉信（10番）
-----------	------------

3 議題

- (1) 漁業法第91条に基づく指導について（諮問）
- (2) 知事許可漁業の制限措置等を定めることについて（諮問）
- (3) 令和4管理年度の知事管理漁獲可能量の変更について（報告）
 - ✓ まいわし対馬暖流系群
 - ✓ くろまぐろ（小型魚・大型魚）
- (4) 日本海・九州西広域漁業調整委員会指示について（報告）
 - ✓ 九州・山口北西海域のトラフグの資源管理に係る指示
 - ✓ 太平洋クロマグロの遊漁に係る指示
- (5) その他

4 挨拶

議長は、審議に先立ち、WEB会議システムにより、出席者が一同に会するのと同等に適時的確な意見表明が互いにできる状態あることを確認した。

事務局長（栗田） 開会宣言（出席委員の定足状況及び委員会の成立を報告）

会長（議長 亀谷委員） 挨拶（省略）

水産部長（為石） 挨拶（省略）

5 議事

議長（9番：亀谷委員）による議事録署名者の指名

議事録署名者：6番 升谷委員、8番 林委員

(1) 漁業法第91条に基づく指導について（諮問）

議長（9番：亀谷委員）

議事1は諮問です。漁業法第91条に基づく指導について事務局より説明をお願いします。

県庁水産課（伊藤）

～諮問文を読み上げ、資料1により説明～ 以下、説明概要

- JFしまねが密漁を告訴していないとの2月の新聞報道を受け、県はJFしまねに対し報告徴収を実施。
- 6年間（H28～R3）で、密漁99件を確認、うち95件は告訴期限の6か月を超えたため告訴せず。

- 報道後、告訴期限を迎えていない4件の事案は告訴。
- 採捕量が多かった事案は716個、うちサザエ619個、アワビ73個、トコブシ24個
- 告訴しなかった理由は、①比較的採捕量が少なかった、②検挙時に密漁者が十分に反省していることを考慮し、会長が総合的に判断。
- 密漁者が反省していることの実事確認は未実施。
- JF しまねの告訴事務手続きでは支所運営委員会から要請し、会長が判断。結果は支所運営委員会には未報告。
- 漁業法第74条により、漁業権者であるJF しまねは、漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用するよう努める責務がある。
- 密漁を告訴しないことで密漁が横行し、結果漁場が荒廃し、沿岸漁業者の生産活動に更なる支障を及ぼさないよう対応を改善する必要がある。
- また、長期間にわたる告訴していない事態を招いた原因は、JF しまねに具体的な判断基準がないことや手続きの透明性が確保されていないことなどにあると考える。
- 再発防止のために、漁業法第91条第1項に基づく指導が必要。
- 具体的には密漁事件について告訴するかどうかを決定する手続きや基準等を定めた処分方針の策定及びその実行を求める。

※指導書（案）を読み上げ、処分方針を作成する際の県の考え方をまとめた留意事項を説明

- 留意事項は県の考える作成の要点であり、これを参考として是正措置を実施してもらいたい。
 - ・ 告訴基準について定めること
 - ・ 処分手続きは、支所運営委員会の意見を尊重して、原則告訴することとし、告訴しないのであればその理由を支所運営委員会に伝えること
 - ・ 予め処分する期間を定めておくこと
 - ・ 理事会、総代会へ告訴について報告すること
 - ・ 処分方針は外部に漏れないよう取扱には注意すること
 - ・ 告訴は定款にある訴訟の提起とは異なり、処罰を求める意思表示であることから、速やかに手続きをすること

議長（9番：亀谷委員）

諮問のあった内容について何かご意見、ご質問ありますか。

5番：池田委員

まず会長にお願いですが、今回の件は非常に我々にとって大変な事案だと思う。

改正漁業法では県知事、海区漁業調整委員会の審議の責務は非常に大きくなってきた。その度毎に委員会を開き意見を聴取しなくてはならない。ということで、議事録についてお願いだが、きちっと録音しているだろうから、情報公開にも該当するため、一字一句きちっと取っていただきたい。

議長（9番：亀谷委員）

大変重要な案件ということで、きちっと議事録を取っていただきたいとのことだが、事務局如何でしょうか。

事務局長（栗田）

議事録について、きちんと取ることはもちろん、HP等での公表などを通して引き続き議事の内容を適切に発信していきたい。

7番：小谷委員

池田委員が言われたように今回の諮問の内容はかなり大変な問題と思っている。

出来れば、議事録署名人を今は2名指名しているが、できれば4名指名していただき、しっかり委員の確認の元で議事録を残していただきたい。前回、私も議事録署名人をしたが、内容によっては本人の意図が十分に伝えられてないものが多々あったかなということで、しっかりと一言一句委員の思いを議事録として残るようにしていただきたいと思うので、そのためにも4名の議事録署名人のお願いをしたいと思う。

議長（9番：亀谷委員）

小谷委員からの大切な事案であるから、署名人を増やして欲しいとの意見であるが、規定ではどうなっているのか。

事務局長（栗田）

隠岐海区の事務規定の中に2名とか、規定があるかどうか、今即答できないので確認して回答させていただきたい。

2番：大西委員

聞こえづらかったが、署名人2名は誰が指名されたのか。

事務局長（栗田）

今回の議事録署名人は、升谷委員と林委員である。

水産部長（為石）

署名するかどうかは、規定の部分で色々定めているので確認しつつ、署名するかどうかは別にして、公式にやる前に内容を確認していただく行為は当たり前であり、そうした事を含め、4人並べて印鑑をつくか別にして、確認できると思う。

7番：小谷委員

その時に、自分の発言がきちんと記載されていない場合、署名人以外が修正を求めた場合であっても対応されるということによろしいか。

水産部長（為石）

そうです。録音とかも含め、ご指摘があれば、当然検討して修正していきたい。発言と見比べながらになると思う。

議長（9番：亀谷委員）

発言を確認し、発言した方の考えが議事録の内容と異なるようであれば訂正をさせるということになるかと思われる。

先ほど言われたように、議事録署名人を2名から4名に増やすことについて、規定等に違反がなければ、署名人を増やしても差し支えないと思うが如何か。

水産部長（為石）

規定を確認させていただく。

署名をして頂くかは別にして、最終版の出る前の案を回すことは出来ると話をさせていただいたところ。署名人として4名になるかは、まだ見たいと思うが、少なくとも小谷委員が言われたように、発言等の内容を署名人として最終版の議事録として回す前に確認していただくことは出来ると思っている。

7番：小谷委員

今回の指導書を資料配付の中で事前に読ませていただいたが、本当にすごく大変な事案に対する諮問であると思っている。そのような中で、今回島根県が指導書や留意事項等を出されているが、その中で質問したいと思うがよろしいか。

まず、指導書中段に、「漁業法第74条では漁業権者の責務としてとあり、その後、最終的には密漁抑止を図っていくことが求められます。」とあるが、島根県として漁業法第74条の中で「漁場を適切かつ有効に活用するよう努める」という規定と漁業権侵害に対する告訴の問題を結び付けているような内容になっていると思うが、「漁場を適切かつ有効に活用するよう努める」という規定に漁業権侵害の告訴の問題が含まれている理由は何か。

県庁水産課（伊藤）

漁業権者の責務として、漁場が良好な状態に保たれるように密漁に対しては、一定の基準を超える案件は告訴するなど適切に対応してもらおうということで、密漁の抑止を図ることは必要なことである。これは皆さんよろしいことかなと思います。そもそも漁業権者というのは島根県から漁場を管理することを任されているため、管理者として漁場を良好な状態に保つ責任があるということ。

1件1件告訴することに対しては特に重要視はしてなくて、5年間まったく1件も告訴していないことを問題としている。

7番：小谷委員

漁場を適切かつ有効に活用するよう努めるよう規定されているところで、良好な状態に保たれるよう、密漁に対しては、一定基準を超える案件は告訴するなど適切に対応し、ということだが、「一定基準を超える」ところは漁業法の中に謳ってあるか。これは県の解釈か。

一応今回、漁業法に基づき島根県も指導に踏み切って諮問されていると思うが、漁業法上に一定基準を超える案件は告訴するなど適切に対応し、というものがあるのか。

県庁水産課（伊藤）

法律というのは事細かに書いていない、大きな骨格が書いてあるので、後の解釈のところは島根県知事がこう考えるということである。

7番：小谷委員

分かりました。

2番：大西委員

先程の小谷委員の質問の中に含まれるかもしれないが、漁業者としては一個でも密漁だと思う。「一定量」というのが理解できない、「一定基準」というのが。一個でも密漁だし、書いてある七百何個でも密漁に変わりないと思う。

県庁水産課（伊藤）

そうである。

2番：大西委員

一定という言葉を使ったら、少しなら良いのかということに成りはしないか。

県庁水産課（伊藤）

告訴するかしないのかは、漁業権を侵害された被害者が告訴することになる。今回で言えばJ Fしまね。ですから、訴えないとすることもできる。その判断はあるが、あまりにも量が多いとか、全然反省していない人には一定の線を引き告訴しようというもの。

2番：大西委員

それは分かるが、一定の線を引く所が私は理解ができない。

県庁水産課（伊藤）

おっしゃるように全部告訴するというのであれば、J Fあるいは漁業者が話し合って決められればよい。

ここに書いてあるのが運営委員会で告訴するかしないのかを判断し、本所に告訴してくださいと要請されている、ここで1つの判断がなされている。それを会長が告訴するかしないのか決めているが、その中で色々な判断があるのだが、一定量の自由な裁量、告訴するかしないかの判断は基本的にJ Fしまねにあるが、運営委員会から告訴して下さいといわれる中で、それを全部告訴しないというところに問題があるかなと感じている。

2番：大西委員

裁量権はJ Fにある訳だから、県が一定の基準を超える案件を、という指導するのはおかしいと思うということ。

5番：池田委員

これみると由々しき問題だというのが、こうした文章があるということ、県の公文書として。一定量は取っても良いと逆にとられるということ。漁業法違反に対して県が漁協にこうした規定を作りなさいと指導しているように側から見られてしまう。分かります、私の言うことが。そもそも県の指示が漁業法違反であるということ、はっきり言って。そんなものは、J Fが作れる訳がないじゃないか。

1番：牧野委員

私もそう思う。

5番：池田委員

作れないでしょ。

だから先ほど小谷委員が言った漁業権の侵害の告訴の問題が含まれるのか、含まれないのかお答え願いた

い、要するに密漁は。そこの所もう一度、整理していただきたい、こういう意見が喧々諤々あったということ。

続けて、漁業法の第91条「漁場を適切に利用しないことにより、他の漁業者が営む生産活動に支障を及ぼし、又は、海洋環境の悪化を引き起こしているとき、知事が指導を行うことになる」とあるが、今回の漁業権侵害に対する密漁の告訴が、他の漁業者が営む生産活動にどのような支障を及ぼしたか。具体的な支障の内容を説明してもらいたい。

議長（9番：亀谷委員）

そのあたりの説明はできるか。

県庁水産課（伊藤）

5ページ目を見ていただきたい。1つは繰り返しになるが、支所運営委員会で判断されて支障があるから本所の方へ告訴して下さいと上げている、と我々は考えている。これが1点。

しかし、告訴しなかった理由が1.概要（2）に書いてあるように「比較的採捕量が少ない」とか「検挙時に十分反省している」といった理由でやっている。

例えば採捕量の比較的多い事件、要は判断基準である採捕量が少なくないものについては、検挙された時点で密漁者が十分に反省しているという判断をしたと報告を受けている。

その時に密漁者が反省しているか、どの様に確認しているかという質問については、確認していないということであった。十分に反省しているから許すとしているが、本人にもどこにも十分反省しているかという確認をしていない。

今のところは、分かっていたか。

5番：池田委員

反省しているとかは分からないが、私が聞いているのは、他の漁業者が営む生産活動に支障を及ぼしているか、及ぼす場合に、それは具体的にどういうところか。

県庁水産課（伊藤）

6ページに第91条を抜粋しているが、この指導・勧告・取り消しにあたるものだが。

5番：池田委員

第91条は指導・勧告で取り消しは違うもの。

議長（9番：亀谷委員）

色々意見と言い合うとなかなかはっきりしない部分がある。これまでいろいろ考え方を聞いて思うことは、要は各支所あるいは組合員から訴訟を訴えてください、漁場を荒らされていると要望があってそれを会長に言っている。それを告訴しないということで指導書を出しますよということが第一点。漁場の権利や荒らされたという部分があって、訴訟をしてくださいと。池田委員が言うようにどの辺りのところで事象、事柄などと捕まえて言ってしまうと、事務局は現状を把握してないから、きめ細かく説明できない、相対的な説明しかできないと考える。

要は組合員から漁場を荒らされているため告訴してくれという訴えがあるにも関わらず、告訴していない事実をどう捉えるかということ。

我々委員はこういったことで指導書を出します、そのことについてどうですかということに判断を下していくのが筋であって、その中身のことでどうこう言うとなかなか収集がつかないと思う。

その辺の所を頭に置いて意見・質疑を議論していただきたいと思う。

6番：升谷委員

この密漁の件はJFしまねが5年間も告訴せずに70件以上が罪に問われなかった。そういったことでJFしまねが本来の役割を果していなかったという訳である。一番迷惑を被っているのは、かなぎ漁などの沿岸漁業者であり、生業に影響する密漁が公然と起きている状況は看過できない状況である。それを密漁者が反省しているとか大雑把な判断で、総合的な判断で告訴していない。これは非常に大きな問題で、沿岸の漁業者にとっては本当に看過できない問題と思っている。そうしたことから、当然この指導書を出すべきだと私は思っている。

その内容について、あまり細かく言うと前に進まないと思う。内容をみて、どこが、こうすれば良いかななどをこの中で私は話すべきではないと思う。島根県がここまで至った経緯が絶対ある。やはり真摯な回答がなかったためだと感じている。

5番：池田委員

第91条をずっと見たが、第91条そのものが結局、“都道府県知事は“からなっており、都道府県知事は要は1つは漁業生産力発展の為に水面の総合的な利用を推進するという、水産動植物の生育環境の保全・改善に努めるということ。これは法第61条にもある。そのために日頃から漁場利用の状況把握確認に努めることが重要であるということ。

漁業者が次の1, 2に該当する状態にある場合と認める時は、漁業権者に対して、漁場の適切かつ有効な活用を図るために。漁業法ですから、密漁者でなく漁業者に対して、その漁業権者、例えばJFしまねに対して指導措置あるいは勧告をするということ。

漁場を適切に利用していないことにより他の漁業者が生産活動に支障を及ぼし、又は海洋環境の悪化、例えば他の漁業者が生産活動に支障を及ぼしている時はというのは、具体的には漁具や養殖施設をそのまま放置したとか、あるいは他の漁業者が生産活動できない、これが常識であり、漁業法であるから、法の解釈として。

それから団体漁業権者、JFしまねですね。組合員行使権者、それぞれの組合員が、要は行使規則に遵守していない場合は、これは適切ではないかということで、都道府県が指導すると、これが漁業法の解釈である。私も色々考えたが、法の解釈はそうでないかな、漁業法であるから。

海洋環境の悪化というのは、例えば養殖でも色々なことがあるが、有害物質の流出などといったことが問題だと。

ですから要はそういったところを、実際に第91条が指導項目に合うかどうか、法令の解釈として正しいのか。ただ、県が漁協に対して、告訴の基準を作って県に報告するよう求めている。これは先ほども言ったが、これは一個でも駄目だから、法令違反を見逃すような規定を作らせることはできない。できなければ、勧告して、これを見たら最後は免許の取り消しまで行くと公文書で出している。これは知事が一番最初に記者会見したが、それはおかしいではないか。あくまで第91条は指導と勧告、それに対して今、こうして意見を。

会長、単独であるが海士町漁協では密漁について告訴されているか。

議長（9番：亀谷委員）

私の覚えている限りでは、告訴した例はない。

5番：池田委員

他には県はそういった指導事例はあるか。

基準を作って県に報告させた指導を行った事例が他の県や漁協であるか。

県庁水産課（伊藤）

他の県であるかないか、確認は私の知る範囲ではない。

第91条該当するかしらないのかについてはひとつ重要な所だと思う。県がどういった理由でこの法第91条に該当すると判断したかについて話をさせていただくと、第91条をこういう風に読んでいるということ。

資料6ページで第91条を見ていただくと、第1号で漁場を適切に利用しないことにより他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼしていると解釈している。この主語は漁業権者が、としている。また、漁業権者が漁場を適切に利用しないことにより他の漁業者が、というのは漁業権者以外の漁業者である。ここで言うと組合員・行使権者で、沿岸漁業者である。こういう解釈で県は指導しますということ。

先程、池田委員の説明の中に、漁業権者が行使規則を守っていない行使権者である組合員を指導しないと他の人が迷惑するといった内容に少し似ているかなと思っている。JFしまねがちゃんと管理しないと沿岸の漁業者が困ってしまうという、今回の密漁の、升谷町長の言われた同じ構図かなと解釈している。

4番：前田委員

先程の升谷委員の発言に同感と思う。私はこれまで長い間、出張所の漁業権管理委員会を設けて、密漁事件の対処に地区を挙げてやってきた経験があるが、漁業権を付与している行政の管理者がしっかりと指導監督していくべきで、今回指導書が出ることは非常に適切だと思う。

先程から話になっている一個でも密漁だという話はその通りであり、これに個数云々という文言は、以前島根県がJFしまねに諮問したときの返答書に少量だからとか、曖昧な返答であったから、県が少し譲歩して許容範囲を設けてやろうかなという文案だと思う。そういうことは必要ないと思う。

というのは、私は今まで保安署が密漁を検挙したら即法的措置に進んでいって、厳に取り締まられるとばかり思っていたが、各地区の運営委員会から報告が上がって、権利を与えられている当事者のJFしまねの代表の会長が独断で判断する形式になっているから間違いが起きるのであって、組織的運営にしないといけない。

各支所の運営委員会レベルでこれは告訴すべきだと考える合議が、直接の利害関係者から出た場合には、会長の独断で左右する方法は駄目である。部会から報告があったら即告訴の手続きに入るといって、そこまで指導していかないと進まないと思う。適切な漁業権の行使について、指導監督を行政サイドがもっとしっかりやっていかないといけないと思う。

苦労は多いと思うが、沿岸漁業者、とくに採介藻をやっている者にとって、密漁は資源枯渇、荒廃等、将来性が危うくなるので、この指導書は早く出して、しっかり指導していただきたいのが私の意見。

議長（9番：亀谷委員）

漁業法とか漁業権者のことについてお話しになっているが、前田委員が言われるように漁業権者の意向を聞いてから各支所で検討し、会長に訴訟して下さいという意向があって、先ほど升谷委員が言われたように99件中95件は告訴されなかった経緯がある。そういう状態について説明した中で、漁業権者の意見を踏まえたうえで、こういう風に指導書を出しますよと知事は諮問しているわけである。

その辺のことを念頭において、この指導書のどこがいけないとか、なんとかをこの指導書のとおり色々附帯して、意見をつけて出すのかという部分を我々は審議、審査していかなければならない。ですから第91条がどうだとか、ああだとか言っていますが、会議が並行線というか、理解するまで無理なのかということになるので、そのこと念頭において皆さん議論していただきたい。

2番：大西委員

委員長の言われたことに対して、先ほどから小谷委員や池田委員が言われているように、非常に、すごい大事なこと、漁業者にとって。だから時間をかけてでも、私たちも納得いくような、指導を出すささない限らず、中身的に、納得いくように聞きたいことが一杯ある。それは十分に時間を取ってやったら良いと思う。

議長（9番：亀谷委員）

委員の言ったことは理解します。ただ私が言うのは、漁業権者が告訴をして下さいという事実があるということを入らなければ、なぜ告訴しなかったのかという対応の中にあるわけで、そこを踏まえて議論をお願いしたいということ。

確かに時間をかけてやる必要があればしっかり時間をかけていきましょう。

1番：牧野委員

指導ありきでこの会が進んでいると思うが、反対意見はないのか、聞かないのか。

議長（9番：亀谷委員）

その辺をしっかりと、指導そのもの、或いは知事の指導の意向についてしっかり説明していただかないと中々前に進まないで、そのあたりを含めて事務局よろしく願いいたします。

2番：大西委員

この中身で納得するまで質問してもよろしいか。時間がないと言われるが。

1番：牧野委員

そんな簡単なもので良いのか。

県庁水産課（伊藤）

これは委員会なので、委員で決めていただくもので、我々がああしろ、こうしろと言うものではない。

7番：小谷委員

指導書については、本当にこれを提出する、指導すると。次に、もし、何かあったときには勧告、取り消しという重い内容の判断をしなくてはいけない中で、時間がないからという理由は通るのか。

議長（9番：亀谷委員）

私の言い方がまずかったかもしれませんが、効率的に議事を進めましょうという考えのもと、議長でありながらそう発言したわけだが、当然この委員会の中で委員が納得して、これで良いのか悪いのか、或いは意見に対して隠岐海区委員会ではこうであるという結論に至るわけであるため、疑問のある点については納得するまで時間をかけないとまとまった意見が出ないということに他ならない。

説明する側と発言する側がしっかりと要点をつかみながら、ひとつひとつ疑問点を解決していかないと前に進まないという意味合いのことを言った中で、私が言いたいのは、指導書を出すという諮問であるということは念頭に置いて質疑をお願いしますよということ。当然納得がいかなければ、時間がないから議事を終わらせるという意図ではないため先ほどの発言は訂正いたします。

2番：大西委員

先ほどから言っているのは、第91条第3項で、都道府県知事は海区漁業調整会の意見を聞かなければならないと書いてあるので、今こういう質問をしているわけである。

議長（9番：亀谷委員）

言われるように知事は我々が、Goサインというか、意見を提出しないと指導書を出せない訳だから、だから諮問をかけているところである。

2番：大西委員

事務局に聞きたいが、平成28年から令和3年度までの6ヶ年で99件を確認したが、その後は告訴している訳で、別に指導しなくても告訴していると思うが、別に改めて今回出さなくても。

議長（9番：亀谷委員）

大西委員の質問に対して、事務局どうぞ。

7番：小谷委員

大西委員の意見に併せて追加で言わせていただきたい。その所の所が気になっていて、今回JFしまねがそれでも告訴しなかったと、注意を言われた時にしていなかったという所で指導が必要じゃないかということで、指導書を島根県として出すべきだということであれば、話は分からなくもないが。前回注意をされた中で、期日を迎えていない案件に関しては全て告訴を行っている訳で、それに従っていなかったのであれば県のしようとしていることに理解は示せるが、“過去こうだったから急に指導します”、本当にこの海区漁業調整委員会の決定はすごく重たいものがあると思っているの、JFしまねの漁業権を最終的に取り上げることまで謳われている内容であるので、もう少ししっかり時間をかけてでも納得のいく形でしっかりしていかないと。今回質問する内容も島根県が素案で作った文書に対して疑問を感じて、確認したいと質問しているだけなので、しっかり皆さんが納得理解できて、初めてこの問題についてどうするかと。

それぞれ地区によって思いがあるとは思いますが、本当に大事な案件だと思っているの、その所はしっかりと議論した中でお互い理解した中での判断を求めるのか、最終的に議長の判断になるとは思いますが、そういう形で今回の件は進めていかないと、時間に制約があるのは分かっているが私は時間がなくなってもやるべき案件だと思っているの、よろしく願います。

議長（9番：亀谷委員）

言われるとおり、会議の役割でもあるため、時間をかけて議論していきましょう。

5番：池田委員

私が最初にきちっと海区漁業調整委員会の議事録を取らなくてはいけないと述べたのは、延々と漁業ができて、特に採介採藻を使った漁業権については昔からこういう状態で地先の管理をして、今こうしてきたから現実があって、密漁がこの程度で防がれていると思う。そういった漁業者の努力により、現状があると。

今回、第91条の法解釈は我々と、私とは違う。第92条は資格喪失、適格性の喪失等による漁業権の取り消しということで、適格性というのは第72条にあって、これは個人漁業権で主なものは反社会的な者が入っているもの、それから団体漁業権、組合については地区の組合員総数が主なものである。

問題は、第2項で都道府県知事は漁業権者が次の各号に該当するとき、これを問題としているが、漁業に関する法令の規定に違反したとき、これはこれに対して或いは勧告に従わないとき、これは第91条である。第91条の法解釈は漁業者の責務を謳っている訳である。それを県はその段階にあるJFしまねに拡大して、J

Fしまねが密漁のこれで取り消すと言っている。

そういう所でちょっと大丈夫かなと危惧している。これを Go サインして。当然私が言ったのは裁判等、出てくるだろうから、耐えられますかこんなものでという話。

それから小谷委員から配っていただいたが、昨日の山陰中央新報の中で、要するに「大半を告訴していなかった問題で J F しまねの共同漁業権取り消し等を検討する。島根県が」とはっきり出ている。検討するということはやるということ、行政用語では。私も行政にいた経験があるから、大変なことである。それは違いますが言っても流れの中で皆がそういう風に読み取れる訳である。現に知事は最初に言っているから、そのことを。それがみんな繋がっている。そうすると今漁業者の不安は、逆に言うと煽り立てているという形である。

ですから、今回の指導内容、先程出たとおり色々なことがありましたが、指導されてから4件についてそれ以降は告訴している。そうした所で今回、文書でこういったことを作れと、あるのに今現時点でないことはない、あるのに、そういった無益なものを作れと、逆に言うと法律違反のやつを、ここまで許せるというものを作れという内容の指導書は出すべきではない。根拠や法律の解釈があるため、どう解釈しているか分からないが、要するに根拠や法律の適用にやはり問題があるのではないか。やはり国との協議もあると思うし、諮問の内容に私自身は反対である。

それともう一つ、新聞がこういったことを言って、隠岐海区ってなんなんだ。順序が違うでしょという話。馬鹿にしているのかという話。島根海区をやったらそれで終わりかという話。ですから私の方からすると連合海区の開催を、島根は隠岐と島根海区がある。連合海区の開催を要求したいと思う、当然この問題について。

7番：小谷委員

島前会場の方には新聞記事がないので今の話の内容が分かりにくいと思うが、昨日の山陰中央新報の記事の中に「密漁告訴基準求める」といった題名の記事について議論、質問している。

我々も、私も記事を見たときに池田委員が言われたように、まだ隠岐海区の会も終わっていない中で、県水産課の染川課長は「いただいた委員の意見を県で協議し、漁場の有効活用につながるよう指導する」と話したとある。島根の問題である以上、隠岐海区を無視してこういう発言をされるということは、事務局に対しても我々も疑問を感じる。

いくら新聞記事が書いたものであっても、検討するという表現は県の総意でない以上は訂正を求めるべきと思っている。先程の質問の中で、告訴の具体的な基準や手続きの透明性が確保されていない状態を問題視していると県は発言されているが、その中で県水産課によると全国で基準を設ける漁協は多くないが、多くないが。先程の伊藤さんの発言では自分の確認では全くないと発言がありましたが、多くないがということは多少あるということですよね。

県庁水産課（伊藤）

すみません、私は確認してませんと。

7番：小谷委員

ただ申し訳ないが、我々は島根県と事務局含め海区調整委員という形で会を進めているので、新聞報道の中で間違いがあれば、島根県として対応していただかないと、本当に池田委員が言われるように現場の漁業者はこういうことで振り回されて、どうして良いのかと不安を煽ると思うので、しっかりとした対応を事務局としてはしていただきたいと思うので、よろしく願いしたい。

議長（9番：亀谷委員）

今、大西委員と小谷委員がご意見、質問したように、島根海区の経緯を踏まえて新聞報道されたという話をされたが、事務局として今のご質問ご意見に対して答弁をしていただきたいが。

県庁水産課（伊藤）

真摯に受け止めたと思う。よろしく願いしたい。

1番：牧野委員

指導について、県が J F しまねに対してこの指導を行うことについて、水産庁に意見を聞いたとか、そういうことはあるのか。

県庁水産課（伊藤）

この内容についてか。

1 番：牧野委員

指導を行うことについて、色々。

県庁水産課（伊藤）

この4月に知事が水産庁長官の所に行き、今、漁業権の問題があるので取り消しを検討しているという話をしたところ、長官の方から第91条に基づいて指導、勧告という手続きもあるのだから、そういう方向で検討してはどうかと長官から言われて、今に至っている。

議長（9番：亀谷委員）

事務局に対して、この諮問についてこれまで忌憚のない意見を出し合っているところだが、委員からは提出することは今の状況ではままならないという意見が出たところである。

そういった中で、今日結論を出さなければならないのかどうかについてお話してください。

事務局長（栗田）

事務局側から提案よろしいでしょうか。様々な委員のご意見で、公文書は出すべきだ、或いはそうではなく指導書は分かりにくいといった様々なご意見があったと思うが、こういったご意見の主なものをしっかり併記する形で、諮問いただいたものに対して隠岐海区からの答申という形で進めて行ければ良いかなと考えるが、その辺りの取りまとめを会長にお願いできないか。

議長（9番：亀谷委員）

今日出た意見を取りまとめたことについての良し悪しというか、良い悪いは極論かもしれないが、この取りまとめでよろしいかという形を知事へ再確認することなのか、それとも取りまとめて今日結論を出すのか、どう考えているか。

5 番：池田委員

つまり意見を出したものを会長がまとめて上げてそのまま進めるのか、それを再確認するのかということ。

議長（9番：亀谷委員）

大変大事なことであるので如何か。

～大西委員からの提案により5分間休憩～

議長（9番：亀谷委員）

再開させていただく。

先程、事務局の方から会長の方で今まで出された意見をまとめて、委員会としての答えを出してはいかがかと話があったが、こうして会場が離れていると、まとめていくこともなかなか難しいところもあり、ただ今新聞記事が届いたところだが、今回の議題について色々な問題、意見が錯綜している。

そんな中で隠岐海区としてどうするか、時間を掛けてしっかりとした答えを出さないといけないと感じる訳だが、先程言ったように今日結論を出さなければならないのかどうか、正直なところ事務局の方からお知らせいただきたい。

水産部長（為石）

今、事務局でも、こちらの委員と話しをさせていただいたが、会長が言われるように、一つにまとまるということは、先程、事務局長も言うように非常に無理くりなことだともちらも思っている。最後、休憩前にあった、それぞれの色々な立場からご意見があったということを隠岐海区として問われたことに対して、各委員のご意見を一本化は必ずしも必要であると考えていないので、ご意見を併記する形で、こういう意見があったということを、今日の会議では出たということを正式な回答として言っでは如何とこちらは考えている。

この後、疑問等をご審議いただいた後に、最終的に“連合海区を開くべき”、“文言の第91条の根拠は大丈夫か”、“支所として出したものが止まっていたということは、沿岸漁業者の地元もなんとかして欲しいという意見があって、これは指導してよろしいのではないか”、“密漁の「一定量」という言葉が公文に出てくると一定量まではいいのではないかという疑義が出ること”、といったように今までの議論を聞いていて大きく分け

て4つほどご意見があったと思うが、この意見を隠岐海区の中で意見がありましたという形でエッセンスを出していき、この場の意見として出していき、どちらが良いとか白黒つけるのではなく、こういうところが問題点でないか、疑義があるのではないか、こういったところを推進すべきでないかという併記型では如何かと考えている。

7番：小谷委員

一応、JFしまねは注意されてからは告訴している。その中で、指導が必要なのかどうなのか、改善されている中で指導は必要ないと思っているので、それも併せて答申として入れていただきたいと思っている。

1番：牧野委員

それは入れるべきだ、絶対に。

議長（9番：亀谷委員）

では、部長の方から今までの会議の中でそれぞれの委員から出た意見を集約し、また今、小谷委員が言われたように意見を付けて委員会としてはこうであったと示すとの説明があったが、各委員がそれで良いということであればその方向で進めたいが、まだ他にご意見ある方はどうぞ。

2番：大西委員

三点ほど質問と意見を述べさせていただく。

まず、島根県の資源管理の取り組みについて、島根県漁業調整規則では、水産資源の繁殖保護のため、アワビやサザエの体長制限や採捕禁止期間が設けられ、違反者には6ヶ月以下の懲役もしくは10万円以下の罰金が科せられるとのことになっている。

県はアワビやサザエの資源管理と繁殖保護に対し、大きな責任を持っている。そのことに対しての質問だが、県は漁業調整規則で禁止期間や体長制限を行い、違反者の取り締まりを行う権限と責任を持っていると思うが、県が問題にしている海水浴客などによるアワビ・サザエの密漁の取り締まりを行っているのか。また、行っている場合には、頻度や検挙件数等を教えていただきたい。

もう一つ、海水浴客などによる密漁の対策を行っていないのであれば、それで権限、責任を果たしているのかどうか教えて欲しい。

もう一点は、別問題だが、山陰中央新報に対してちょっと注意というかこれこそ指導するべきでないか。隠岐海区が今日なのに、昨日の新聞に出るということは全くもって隠岐海区をないがしろにしている。というか、新聞記者が分かっていなくて書いているんだね。

7番：小谷委員

染川課長がそう回答している訳だから、この会がまだ開かれてもいないのに。人を呼びつけておいてやるような内容の話かなと、非常に不満を持っている。

1番：牧野委員

それは隠岐海区から抗議として染川さんに言えば良いのではないか。

2番：大西委員

たしかにこのように課長が回答しているからな。

7番：小谷委員

知事が委嘱しているのにそれをないがしろにしている。

県庁水産課（伊藤）

すみません。新聞記事は前後が分からないし、本当に染川がこう言ったのか定かではない。

ただ、これが本当であったら大変申し訳ないと思う。

7番：小谷委員

染川課長が直接こちらに来て隠岐海区に対して、謝罪しないと駄目である。

水産部長（為石）

事実確認はしていく。それと委員という意味が当然隠岐海区を含めての意味かも文面上では分からない。

2番：大西委員

今、こうして話しているから分かるが、普通は県民も見ている訳で、一般の人も。これを見た人の中にはお

かしいと思う人もたくさんいる訳である。

水産部長（為石）

それはおっしゃる通り。

2番：大西委員

我々は伊藤さんが言われていることで、それもあるかもしれないが、一般の人はこれしか見ない。

県庁水産課（伊藤）

そこは新聞記事なので。

5番：池田委員

それは、皆も、私も経験あるが、そういうことが出ること自体がおかしい。出すこと自体が。

7番：小谷委員

発言すること自体がおかしい。会が終わるまで黙っていればよい。

1番：牧野委員

そういうこと。

2番：大西委員

もう一つ、三点目は伊藤さんが言ったように反省していると確認ができなかったと言われたが、それは会長が嘘をついているということだな。

県庁水産課（伊藤）

そういう回答であった。確認してはいませんという回答がJ Fしまねからあったということ。

この部分はJ Fしまねから、こういう回答でしたと書いてある。

2番：大西委員

確認した訳でしょ、J Fしまねに。言っていないというのか。

県庁水産課（伊藤）

文書で回答を貰ったが、回答の中でこういった書きぶりがあったということ。

5番：池田委員

県は自体は確認をしたのか。

県庁水産課（伊藤）

これはJ Fしまねからこういう回答がありましたという内容を載せているだけである。

2番：大西委員

だがJ Fしまねに確認したところ反省の確認を行っていないと言ったのか。

県庁水産課（渡邊）

J Fしまねに何件あるか、どう判断したのか調査を行ったところ、その中で理由として、検挙された時点で十分に密漁者が反省しているという理由で告訴しませんでしたという回答だったが、それをどのように判断したかという質問については、反省しているということの事実確認は行っていませんという回答だった。そのところで、我々としては回答がおかしいのではないかとというところで疑問を感じた。

2番：大西委員

一回目の回答と二回目の回答が違うということなのか。

県庁水産課（伊藤）

設問が違うというのか、どう判断されたのか。例えば、量が多いものは、当事者が反省しているから告訴しないという回答だったが、では本人なのか、海上保安部なのか、取締機関か分からないが、本人とかに反省したかどうかを確認したか聞いたところ、確認はしておりませんという回答であった。

5番：池田委員

大西委員の質問に答えてあげないと。

県庁水産課（伊藤）

取り締まりの話だが、島根県では密漁対策としてテレビ、ラジオ、新聞等や公共施設、釣具店にお願いしてパンフレット等を置かしてもらって啓発活動を行っている。隠岐でも汽船場で毎年パンフレットをお願いし

ている。そういう活動をしていることが一点。

二点目は取り締まりをしているかということですが、県警と水産課で取り締まりを行うが、取り締まり実績はある。件数でいうと手元に数字がないが、年間に数件ほど、県が検挙している。

2番：大西委員

結果的に、それは県と県警が一緒に行くという訳か。

県庁水産課（伊藤）

県の組織なので、取り締まり機関なので。

7番：小谷委員

答申の中に今回、島根海区、隠岐海区、両海区で同じ問題を話し合ったと思うが、なかなか両海区とも結論が出ていないままの状態ではないかと思っているので、今回の答申を含め、連合海区でしっかりと議論していただくということで、隠岐海区としては、連合海区の開催を併せて要望したいということ、併せて答申の中に入れていただきたいがどうか。

県庁水産課（伊藤）

すみません。島根海区の方は答申をもらっていて、指導する方向で。ただし、色々な意見を付けて出すということになっている。

2番：大西委員

私らが仕入れた情報ではそうではないと聞いたが。

1番：牧野委員

その意見をそのまま上に上げると聞いている。

7番：小谷委員

それぞれの意見を上げて、結論は出していないと聞いているが。

5番：池田委員

だから、これは出来レースで出しているのではないの。

県庁水産課（渡邊）

このままではない。島根海区で出た意見を踏まえた指導をするという方向でということ。

2番：大西委員

踏まえてでも、指導書を出すということに決まったの。

県庁水産課（伊藤）

そういう認識でいる。その様に会長が最後まとめているので。

1番：牧野委員・7番：小谷委員

それは違うと思うが。

県庁水産課（伊藤）

ただし、色々な意見が出たので、意見は別添に附して会長一任で、意見を附して出しますということになっている。

7番：小谷委員

多分、出られた委員と解釈が違うと思う。それぞれの意見を出す。指導書として出すというところを理解されていない方がいるのではないかと思うが。

1番：牧野委員

指導じゃなくて、意見として出せば良いじゃないか。こういう意見ですよとして、指導書を出すのではなくて。

県庁水産課（伊藤）

意見は別添で付く。

県庁水産課（渡邊）

ここは、ひっくり返せるものではないので。

県庁水産課（伊藤）

これは島根海区の話なので、その話はなしというか、島根海区なので。

5番：池田委員

そうしたら、隠岐海区も意見を附して、それはそれとしてGoサインになるのか。それは大変なことだが、それはどこで確認するのか。

県庁水産課（伊藤）

それは、ここで。

1番：牧野委員

それは議長の一任ですか。

県庁水産課（伊藤）

それは島根海区の話である。

5番：池田委員

だから隠岐海区の意見を網羅した指導書はどこで確認するのか。

県庁水産課（伊藤）

今日、いろいろ話をしてもらって。

5番：池田委員

いやいや、だから指導書は出すの。この文面です出するのか。それはまずいと私は指摘したが。

県庁水産課（伊藤）

それは意見書を踏まえて、知事が判断するということ。

5番：池田委員

知事はやるだろうな、最初にやると言っていたから。話にならないな。意見を聞くといって意見を聞く段階ではない。

7番：小谷委員

既成事実を作るために我々は集まっているわけではない。

2番：大西委員

知り合いに島根海区の委員がいるが、そういう意見ではなかった。ただ意見書は上げるが指導書自体は出さないということでまとまったと聞いている。

県庁水産課（伊藤）

そこは申し訳ないが、島根海区の話なので、まず隠岐海区を。

2番：大西委員

今日、隠岐海区をやっている訳で、島根海区は島根海区でそれで良いと思うが、隠岐海区では指導書は出しませんよということになれば、それはどうなるのか。

県庁水産課（伊藤）

意見として伺いますが、最終的には知事が判断すること。

2番：大西委員

結局、最終的に知事の判断ということか。

7番：小谷委員

なので、これは島根県の大事な問題ですので、やはり島根海区、隠岐海区だけでなく、もうひとつ上の連合海区という組織もあるので、そこでもやはりしっかり議論してもらって、するべきと思うが。

議長（9番：亀谷委員）

事務局に対して、指導書については知事が指導書を提出することができるだけの海区の意見を付けなさいと、意見を出しなさいと、第91条はそうなっていると思うが、例えば、意見を出さないということができるのか。意見を踏まえて出しなさいということだろうが、その辺りをはっきりとして下さい。

県庁水産課（伊藤）

よろしいと思う。意見を付けて会長から答申をいただければと思う。

議長（9番：亀谷委員）

意見を出すな、指導書を出すなという意見があるのか。

7番：小谷委員

指導書を出すなという考えがある委員はいる。

議長（9番：亀谷委員）

それはいる訳で、知事に対して指導書を出すのを差し止める権限も海区にあるのか。

海区の意見を、海区を通すことになっていると思うが、それはどうか、こういう所をはっきりしておかないと、意見を海区では指導書を出す中で、出す出さないは知事の権限で、我々としては発言権があるということになるのか、その所をはっきりして。

県庁水産課（伊藤）

分かりました。出すか出さないの権限は知事にある。その前に海区の皆さんのご意見を伺って、色々な意見をいただいて、それをまとめて、知事が判断する。

議長（9番：亀谷委員）

分かりました。そのことを踏まえて意見をどうぞ。

2番：大西委員

伊藤さんの説明では、第91条第3項の意見を聞かなければならないとは、意見を聞くだけという感じだな。

県庁水産課（伊藤）

知事が色々な判断するのだが、知事は行政のトップなので行政マンだけの意見ではなくて、漁業者代表、学識経験者また中立の委員とか、色々な意見を踏まえて最終的に知事がどの様に判断するのかということになっている。

2番：大西委員

隠岐海区から連合海区を開催してくださいという意見を附して出せる訳。

県庁水産課（伊藤）

はい。後は開くか開かないかは、また知事の判断。

2番：大西委員

それは知事の判断であるが、それは附していただきたい。その流れでは、一応、隠岐海区は聞くだけ聞いて、染川課長のやり方だと助言を受けながら指導から段階的に対応する流れになってしまっているような感じがするのだけど。

県庁水産課（伊藤）

それはないと思う。

7番：小谷委員

ただ、我々は新聞記事がどうしても情報源であるので、こういう間違っただけの情報が入ることに対しては、県としてしっかり山陰中央に指導して、できれば訂正してもらわないと、ただ注意だけではなく。皆さんこの問題に対してかなり注目されているので、県は県として対応して、しっかりと意見を聞きながらしないと。いかにも知事がやるよ、やるよと言っている中での進め方のようにしか読めないの。

2番：大西委員

しかも余談だが、他の新聞には載ってない、読売とか。

1番：牧野委員

いつも山陰中央新報だけ、こういう記事が載るのは。

県の指導文書の内容ですけど、県の漁業権の侵害に係る告訴に関する処分方針の作成にあたっての留意事項5. 職制規定の見直しについてで、「告訴は捜査機関に対して犯人の処罰を求める意思表示であり、訴訟を提起することとは異なることから、総会や理事会の決議事項とはなっていない」と記載されているが、JFしまねではこれまで漁業侵害に係る告訴については、水協法や定款に基づき総会や理事会の決議事項として手続きを行っていますが、今回の県の指導は漁業権の告訴は総会、理事会の決議事項ではないという内容ですが、法律の解釈について、これは水産庁に聴いた意見、正式な見解か。

県庁水産課（伊藤）

水産庁に聞いてないが、これは島根県の見解です。

ただ、絶対こうしなさいということではなくて、この留意事項はこうしなさいではなくて、こう思うので、こうした方が良いですよ、後はこれに基づいて漁協でしっかりと基準等を作っていたらと思う。これは何もなかったら、何を作ったら良いか分からないと思うため、県の考えを示しているということ。

7番：小谷委員

今、伊藤さんの発言の解釈の中で理解できない所がある。島根県として公的機関であり、法令を遵守しなくてはならない機関であると思うので、県の解釈ではなく水協法などの法律があるので、そこと照らし合わせた形での留意事項というなら分かるが、県の解釈で、一番最初に言ったが、一定量ですね、一個でも密漁のものを「一定量の基準」とか定めた方が良いとか、そういったように法を順守しなければならない立場の人間が法を犯してでも、こうしたら良いですよと言っていること自体が我々は理解に苦しむので、その辺は。

県庁水産課（伊藤）

その部分については、もう少し詳しく説明した方が良いですか。訴訟を提起するというのは裁判所に権利義務等についてこれで正しいか間違っているか判断をお願いすることが訴訟の提訴。

告訴というのは捜査機関に対して、被害者がこういう被害を受けた。ですから、この人を罰してくださいという意思表示で、訴訟の提起と告訴は一緒ではない。

7番：小谷委員

それは分かるが、そのところの確認が水産庁なりに確認された中での、ですかと。

県庁水産課（伊藤）

県がと言ったのは県の弁護士がいるので、そこは弁護士には確認しているので、県がという発言であった。

7番：小谷委員

その点が確認したかった。

5番：池田委員

最後に一点だけ、私ずっと読んで、先程の指針の所の4番目、処分方針の取扱、これもブラック。これは黙っておれ、漏らすな、決めたら。それは、透明性を確保しろとか県が言うような文書ではない。

県庁水産課（伊藤）

外部に出ないようにしてくださいということ。

5番：池田委員

外部に出すなどは。だから作れないものを要求している。この文章は全体的に見れば、そういう風にみんな捉えてしまう。

だから、この文で出すのは時期尚早であり、もっと議論しなければいけないと。この問題は大変な問題で、今まで培ってきたものを、土台ひっくり返しかねない問題だから、めんめんと明治の漁業法ができてから、それを島根県はやる訳で、やろうとしている訳だから大変な問題であると、ということ。その部分も意見としてしたら良いと思う。

4番：前田委員

漁業法の第91条第3項に、知事の職務権限を行使するときに海区委員会の意見で、決議をして左右される規定ではないから、やはり各人の意見を報告して、後は県の判断に委ねればよいことだから。

7番：小谷委員

それは先ほどから事務局が言ったところ。

4番：前田委員

だから、それを改めて委員長に言うところ。

委員の決議のどうこうではなく、各委員の意見を報告するに留めておいたら良いのではないかと。

議長（9番：亀谷委員）

それは、確認しているから、最後に池田委員が言われたことについても、きちっと、こういうことですよと、それぞれの意見を付けて、先程、議事録をきちんと取っているかということを確認したように、ちゃんと皆さんの意見が出されている事を確認していくということで、先程から大方そういう状況であろうかと思うが、皆

さん如何か。

全委員

はい。

2番：大西委員

最後に一つ。総称してみていると、去年の例だが、私は中村地区の運営委員長で密漁があった。西郷支所に報告し、J Fしまねにも報告した。告訴するかしないかで、最終的には西郷支所から中村地区の運営委員会で、元々地元地区の者で他の地区にいた者であったため、結局検挙されたが、運営委員会で告訴しなくてもいいのではないかとすることに決まり、それを西郷支所に上げて、本所に上げた。

そういうことをちゃんとやっている。やっているし、何回も言うように、後の4件は告訴している訳で、他の地区でも。何で今更、純粋な意見で、何で今更そういうことを、やっているのに。

現実、各地区の、各地区でしか分からないが、中村なら中村じゃないと、密漁で警察が来て、ちゃんと報告した。J Fしまねに上げ、J Fしまねから質問がきて告訴するか、しないか。中村で運営委員で集まり、告訴しないことを支所に言い、上にあげた。それで流れるには自分は上手く行っていると思うが、なぜ今更出すのか、純粋な気持ちである。

水産部長（為石）

それでは、ここまででご意見ということで文書として書くので、最終意見をまとめると6つぐらいに集約されると思うので、この場で委員の皆さんに聞いていただき、こういう答申だということを確認させていただきたいがよろしいか。

- 1 「一定基準を超える案件」という指導書の文言は、密漁の基準を示すことになるので削除すべきである。
- 2 今回の指導書の根拠として第91条は不適切ではないか。
- 3 支所運営委員会が告訴を要請したにも関わらず、実施されていなかったことに対する指導としては出すべきである。
- 4 県よりJ Fしまねが漁業権管理について指導された後には告訴しており、本指導は不要と考える。
- 5 留意事項4. 処分方針の扱いについて、「外部に出すべきでない」という文言は透明性の観点から不適切でないか。
- 6 連合海区を開催すべき事案である。

大まかにはこの6点に集約されると思われるので、順番もしくは、若干の言葉のあれは、少し今は言葉でしゃべっているのかもしれませんが、この6点という主旨で、今回の隠岐海区で意見が出たと、指導書の良し悪しではなく、こういう意見であったと意見の事実として、答申をする内容でよろしいか。

7番：小谷委員

今の3番目について、過去95件に対する指導は出すべきということか。

水産部長（為石）

3番目のことは、升谷委員や3名の方からあった支所運営委員会が告訴を要請した時にしなかった事に対しては、指導を出すべきではないかというご意見であったので、その点を一つ入れさせていただいている。

7番：小谷委員

そのの所は、委員それぞれの考えがあると思っているが、私は改善がされている以上は指導を出す必要はないのかなと思っている。

水産部長（為石）

その点は4番目の意見としている。

7番：小谷委員

過去の分で指導をするということも踏まえて今回は改善がされているので、反省されているので、指導は必要ないという意味で言っている。そこは、升谷さん、亀谷さんも色々ご意見等あると思うが、私はそこも踏まえて、今回は改善がなされているので、指導書自体は必要ないという意味で発言をしているので、そのの所、なかなか取りまとめることは難しいと思うが。

水産部長（為石）

そのつもりで言ったところ。

議長（9番：亀谷委員）

確認として、6点ほどそれぞれ意見を集約したということで、小谷さんの意見は、過去にそういう事があったが、県は既に改善がなされているから指導書までは出さなくて良いのではないかということですね。

水産部長（為石）

4番目は県よりJFしまねが漁業権管理について指導された後には告訴するなど改善しており、または告訴しており、本指導は不要と考えるという意見でよろしいか。

7番：小谷委員

了解した。

議長（9番：亀谷委員）

以上の意見をまとめた意見になるが、隠岐海区としては、こういう会議の内容であったということによろしいか。

2番：大西委員

部長の話では指導書は出すが、そういう6点を付けるということか。

水産部長（為石）

そこはフラットで、意見が6つありましたとだけ出すということ。

5番：池田委員

早く議事録を作成して下さい。

その中で他にも言いたいことがたくさんある、この指導書の内容について。というのは、この指導書で結局できないような指導、指導書である。要するに法令違反をJFしまねにやりなさいと、漁業法違反を。

県庁水産課（渡邊）

その所、若干誤解があるのかなと私は感じている。

5番：池田委員

いや、そうである。その所、そのことなのである。

県庁水産課（渡邊）

一定の数量を示しなさいというのは、それ以下は全部受忍しなさいと県から言っているわけではなく。実際問題として支所運営委員会からJF本所に行ったとき、本所の判断で今まで告訴しなかった事案がたくさんある。そういう支所運営委員会から上がってきたものをすべて告訴しますという基準を作られるのであればそれでも良いと。

でも、本所の判断で上げるもの上げないものがあるのであれば、少し基準を設けておかないと難しいのではないか。これ以上は必ずします、それ以下については何か別の判断をしますとか。

2番：大西委員

そこが一番我々も問題視しているところ。

県庁水産課（渡邊）

そこが難しいというのであれば、それを作らないという方針を作っても良いと思う。

7番：小谷委員

そこはJFに確認されたか。上がってきたら全て告訴しますとか、どういう考えなのか、確認したか。

県庁水産課（伊藤）

まだJFしまねには一切話をしていない。まず外に出す前に島根県の組織である皆様にお諮りしてないものをJFしまねに出すことはない。

7番：小谷委員

ではなくて、県として基準を作られたら良いんじゃないですかという、それは分からなくもないこともないが、まずはJFしまね自体が組織も一度改革して、新たに理事等も変わった中で、過去いろいろ新聞報道等ある中でこういう改善されている部分もあると思う。そういう中できちんと改善策等を確認した上で、こっちから質

問ではなく、基準を設けているのかではなく。先程、大西委員が言ったように、上がってくれば、しっかりやっているとか、そういうことを確認されたのか。結局やっているのに、指導するというのもおかしい話じゃないかと思っている。

県庁水産課（伊藤）

告訴されているというのは、5ページ目に書いてあるので、それは十分確認している。

同じご意見を承っているのですが、そこはここに反映しているので、そこはすみません。

2番：大西委員

僕は現場でそういうことをやっているから、実際そういうことを今、言いたかった訳だから、現場では。

議長（9番：亀谷委員）

事務局、色々皆さん意見が出されており、その辺のところ漏れがないように報告にあたっては、しっかりと項目としてまとめた訳だが、大変な文言があったということについても記載し、また指導書の文言について色々な誤解を招く、色々なものの取り方によってはこういうことになるのではないかという文言もある訳で、この指導書は絶対ということではなく、再考する余裕があるのであれば再考してみるという事に対して考えていただきたいと思うので、よろしくをお願いします。

以上、この点に関してよろしいか。

全委員

はい。

議長（9番：亀谷委員）

議事進行に手間取って時間が掛かったが、次の議題に移りたいと思う。

議題1については、以上のことを隠岐海区として答申するをしたいが、よろしいか。

全委員

はい。

（2）知事許可漁業の制限措置等を定めることについて（諮問）

議長（9番：亀谷委員）

議題2に入る。知事許可漁業の制限措置等を定めることについて事務局より説明をお願いいたします。

農林水産局（佐藤）

～資料2により以下の内容について説明～

- 新規に許可する場合、県漁業調整規則第11条第1項と第3項により、①制限措置の内容と申請期間を定め、②海区に諮り、③公示により申請を受け付けることになっている。
- 今回、新規許可の公示を行う漁業種類は、とびうお機船船びき網漁業。
- 規則において、申請期間は1か月以上と定められている。ただし、操業の時期を逸し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼす場合はその限りでない。
- そのため、今回は申請期間を令和4年5月27日から令和4年6月5日と設定したい。

議長（9番：亀谷委員）

諮問のあった内容について皆様ご意見はありますでしょうか。

全委員

異議なし。

議長（9番：亀谷委員）

それでは以上の諮問を了解することとし、議題2の審議を終了とします。

（3）令和4管理年度の知事管理漁獲可能量の変更について（報告）

議長（9番：亀谷委員）

議題3は報告です。令和4管理年度の知事管理漁獲可能量の変更について事務局より説明をお願いいたします。

県庁水産課（渡邊）

～資料3-1、2により以下の内容について説明～

① まいわし

- 例年になく盛況で、令和4年4月7日時点で、TAC消化率が75%を超過し、国に追加配分を要望。
- その結果、国の留保枠から14,550トンが追加配分された。
- 内訳は次のとおり。
 - ・ 島根県：26,300トン→40,850トンの14,550トン増。
 - ・ うち中型まき網漁業：25,900トン→40,300トンの14,440トン増。

② くろまぐろ

- 前漁期からの繰越数量をもとに令和4年4月26日に国から各都道府県に追加配分を実施。

小型魚

- 島根県への追加配分は89.3トン→117.1トンの27.8トン増となった。
- 内訳は以下のとおり。
 - ・ 沿岸くろまぐろ漁業：61.0トン→81.1トンの20.1トン増。うち隠岐は23.7トン→31.5トンの7.8トン増。
 - ・ 定置漁業：24.6トン→31.9トンの7.3トン増。うち隠岐は4.8トン→6.2トンの1.4トン増。
 - ・ その他漁業：1.0トン→1.1トンの0.1トン増。
 - ・ 留保枠：2.8トン→3.0トンの0.2トン増。

大型魚

- 島根県への追加配分は25.5トン→30.2トンの4.7トン増となった。
- 内訳は以下のとおり。
 - ・ 定置漁業：24.2トン→29.6トンの5.4トン増。うち隠岐は4.7トン→5.7トンの1.0トン増。
 - ・ 留保枠：1.3トン→0.6トンの0.7トン減。

議長（9番：亀谷委員）

報告のあった内容について何かご質問、ご意見はありますか。

1番：牧野委員

まいわしのTAC増枠について、ご協力感謝申し上げます。我々まき網も助かった思いでいる。

先月、東京に行き、神谷長官と話したが、島根のまき網はイメージとしては取り放題取って、単価が40円のやつが取り放題取って20円に下がったとか、TACを守る意識が薄いのではないかと言われたが、我々も100トン規制したり、目の前に魚がいても休漁したり、そういう努力をしているが、島根県から我々がそういう100トン規制とか、休んだりしているとか、聞いたことがあるかと聞いたら、聞いたことがないと言った。そういう説明は水産庁にはしていないのか。我々がこういう努力をしているということ。

県庁水産課（渡邊）

大変申し訳ございませんというか、担当者レベルでは情報提供、情報共有をしていたが、そういった答弁が水産庁長官からあったということであれば、非常に申し訳ございませんでした。逐一、担当者レベルではこういう状況で、まき網の漁業者さんが非常に苦しんでおられることについてはやっているのですが、大変不快な思いをさせて大変申し訳ない。

1番：牧野委員

今回は増枠をもらったので、ありがとうございます。

議長（9番：亀谷委員）

その他ご質問、ご意見ございませんか。この報告を了解することで異議はございませんか。

全委員

異議なし。

議長（9番：亀谷委員）

それでは以上の報告を了解することとしました。

（4）日本海・九州西広域漁業調整委員会指示について（報告）

議長（9番：亀谷委員）

議事4は報告です。日本海・九州西広域漁業調整委員会指示について事務局より説明をお願いします。

農林水産局（佐藤）

～資料4-1、2により以下の内容について説明～

① 九州・山口北西海域のとらふぐ資源管理に係る指示

- 九州から山口北西海域にかけてとらふぐ資源が減少しているため、次の内容を定めている。
- 5トン以上のとらふぐはえ縄漁船を承認制とし、県毎に隻数上限を設ける。また、5トン未満のとらふぐはえ縄漁船は届出制。
- 海域と漁法毎に禁漁期間を設定する。
- 全長30cm以下のとらふぐを採捕した場合は、再放流する。
- 島根県では該当漁船なし。

② 太平洋くろまぐろの遊漁に係る指示

- 令和4年6月1日から令和5年3月31日まで遊漁者によるくろまぐろの採捕に係る委員会指示が発出。
- くろまぐろ小型魚（30kg未満）については、採捕禁止。
- くろまぐろ大型魚（30kg以上）については、1人1日あたり1尾まで採捕可能。ただし、採捕した場合は国へ報告する必要あり。
- 全海区における令和4年6月1日からの採捕量の累計が概ね40トンを超える恐れがある場合は大型魚も採捕禁止。
- 隠岐管内では全遊漁船業者に対し、周知済み。

議長（9番：亀谷委員）

何かご質問、ご意見ありますでしょうか。

全委員

異議なし。

議長（9番：亀谷委員）

それでは議題4について、以上の報告を了解することとします。

（5）その他

議長（9番：亀谷委員）

以上で議事は終了となりますが、その他として事務局から何かあればお願いします。

事務局長（栗田）

漁業法の規定に基づく報告に係る委任状及び同意書について報告させていただく。

農林水産局（佐藤）

～資料5により以下の内容について説明～

- 改正漁業法により、TAC管理を行う特定水産資源の漁獲量報告や漁業権漁業や許可漁業の資源管理の状況等の報告が漁業者の義務となった。
- 国は漁獲量ベースで8割をTAC管理化するという方針を示しているため、TAC管理の対象となる水産資源は今後順次拡大される見込み。

- 漁獲量の報告等は漁業者個人に対して義務づけられる。
- しかし、法令の規定に基づき、漁業者が漁協等の代理人に事務を委任し、個人情報の取扱いについて同意をすることで、代理人から知事に報告をすることも可能。
- そのための個人情報の取扱いに係る同意書等を漁業者あてに令和4年3月に発出済み。

議長（9番：亀谷委員）

説明のあった内容について委員の皆様からご意見ありますでしょうか。

2番：大西委員

委任状と同意書の件について、現在までの提出割合はどうなっているか。

農林水産局（佐藤）

まだ集計中であるため、お答えできないが、既にかかなりの量を回収はしている。

2番：大西委員

中村の地区では、ほとんどの者がまだ提出していない。意味が分からないみたい。

水産部長（為石）

ぜひ宣伝して下さい。

内容としては手間がなくなるということで、委任状と同意書がなければ県も漁協も個人情報を取り扱えない。変なデータを出す訳ではなく、今まで通りの販売システムの話で、幅広に出してもらえるよう宣伝していただくと助かる。

2番：大西委員

その都度、言うようにしている。

5番：池田委員

私も先日の地区の運営委員会ですぐ出すように言った。

議長（9番：亀谷委員）

漁業者向けの説明会は積極的にしているか。

水産部長（為石）

漁協や電話での質問、来られた方や、先程の地区の集会等でPRしているので、まだ提出していない方がいれば、ぜひアピールをして下さい。よろしくお願ひします。

議長（9番：亀谷委員）

その他何かありますでしょうか。

全委員

なし。

議長（9番：亀谷委員）

ご意見、質問等とくにありませんので、議題5の報告については了解します。

その他事務局で何かありますでしょうか。

事務局長（栗田）

議題1の中で、池田委員、小谷委員から議事録が非常に重要であるという話の中で、議事録署名人の2人を4人ではどうかとの話ですが、確認したが隠岐海区漁業調整委員会規定の第11条に議事録署名人は議長が指名した委員2名が署名しなければならないと規定あり、署名自体は2名であるが、事前に各委員に議事録案を照会のうえ、精度の高い議事録にしていく方向性、考え方で如何かと思うがどうでしょうか。

議長（9番：亀谷委員）

その様にしたいと思う

全体を通して、ご意見等ありますでしょうか。

全委員

なし。

議長（9番：亀谷委員）

本日議事に時間が掛かった事お詫びする。

それでは次回委員会の開催予定はいつになるのか、事務局よりお願いします。

事務局長（栗田）

次回の開催は6月に島後にて予定している。内容としてはR4のサバ類、ズワイガニのTAC諮問などを予定している。その後は12月。

水産部長（為石）

漁業権設定の関係で、まだ確定ではないが例年にはない10月頃にも開催されるかもしれません。

議長（9番：亀谷委員）

委員の皆さん、これで終了してよろしいか。

全委員

特になし。

議長（9番：亀谷委員）

分かりました。

それでは以上をもちまして終了とします。皆様ありがとうございました。

本日のWEB会議システムを用いた委員会は何度か接続が切れる場面があったものの、議事の進行については異常なく終了した。

閉会宣言

県職員として委員会に出席した者の職氏名

島根県農林水産部水産課	GL	伊藤	博理
	企画員	渡邊	朋英
隠岐支庁農林水産局	水産部長	為石	起司
	主任	佐藤	勇介
隠岐海区漁業調整委員会事務局	事務局長	栗田	守人
	書記	藤井	恵太

以上ここに会議の顛末を記し、その相違無きを認証するためにここに署名する。

議長（9番：亀谷委員）

議事録署名者

6番

議事録署名者

8番